

## 司法の機能を妨害する行為に対する制裁の在り方等

### 第1 証拠隠滅等関係

#### 1 これまでの議論で提示された御意見

- 証拠隠滅等の罪の法定刑を引き上げるべきではないか。
- 証拠隠滅等の罪の対象に、自己の刑事事件に関する証拠の隠滅や偽造等をも含めるべきではないか。
- 既に法制審議会が創設を相当と答申している証人等買収罪を、この機会に新設すべきではないか。

#### 2 検討課題

- (1) 証拠隠滅等の罪（刑法第104条）の法定刑の引上げ
  - 法定刑の引上げの必要性
  - 他の犯罪の法定刑との関係
  - 引上げの程度
  - 関連する犯人蔵匿等の罪（刑法第103条）・証人等威迫の罪（刑法第105条の2）の法定刑の引上げの要否
- (2) 自己の刑事事件に関する証拠の隠滅・偽造等の処罰
  - 必要性
  - 許容性（期待可能性など）
  - 処罰対象とすべき行為の範囲
- (3) 証人等買収罪の導入
  - 必要性（従前の立法化の経緯）

## 【参考条文（犯人蔵匿等，証拠隠滅等，証人等威迫関係）】

### ○ 刑法

（犯人蔵匿等）

第103条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し，又は隠避させた者は，2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

（証拠隠滅等）

第104条 他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し，偽造し，若しくは変造し，又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は，2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

（証人等威迫）

第105条の2 自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し，当該事件に関して，正当な理由がないのに面会を強請し，又は強談威迫の行為をした者は，1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

### ○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

（組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等）

第7条 禁錮以上の刑が定められている罪に当たる行為が，団体の活動として，当該行為を実行するための組織により行われた場合において，次の各号のいずれかに該当する者は，3年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

一 その罪を犯した者を蔵匿し，又は隠避させた者

二 その罪に係る他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し，偽造し，若しくは変造し，又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者

三 その罪に係る自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し，当該事件に関して，正当な理由がないのに面会を強請し，又は強談威迫の行為をした者

四 その罪に係る被告事件に関し，当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあった者又はその親族に対し，面会，文書の送付，電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず，威迫の行為をした者

五 その罪に係る被告事件に関し，当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員の選任のために選定された裁判員候補者若しくは当該裁判員若しくは補充裁判員の職務を行うべき選任予定裁判員又はその親族に対し，面会，文書の送付，電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず，威迫の行為をした者

【以下略】

## 【証人等買収罪を巡る従前の経緯】

- 1 平成14年9月3日に諮問された「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」の締結に伴う罰則等の整備に関する諮問第58号について、法制審議会総会は、平成15年2月5日、証人等買収罪の創設を含む法整備を行うことが相当である旨答申した。
- 2 この答申を受けて、法務省における立案（注）の上、平成15年通常国会に「犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を、平成16年通常国会に「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を、平成17年の特別国会に「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」をそれぞれ提出したが、成立に至っていない。

（注）法案における証人等買収罪（組織的犯罪処罰法に以下の条文を新設）

（証人等買収）

第7条の2 次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をしないこと、若しくは虚偽の証言をすること、又は証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造すること、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用することの報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

① 別表第一に掲げる罪

② 前号に掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪

2 前項各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合、又は同項各号に掲げる罪が第3条第2項に規定する目的で犯された場合において、前項の罪を犯した者は、3年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

## 第2 公判関係

### 1 これまでの議論で提示された御意見

- 証人不出頭罪，宣誓・証言拒絶罪の法定刑を引き上げるべきではないか。
- 現行法では，証人に召喚状が送達され，証人がこれに応じない場合に限り勾引できるものとされているが，例えば，証人が召喚に応じないおそれがあることが事前に判明しているときには，召喚の手続を経ることなく証人を勾引できるようにすべきではないか。
- その他司法の機能を妨害する行為への対処の在り方を見直すべきではないか。

### 2 検討課題

- (1) 証人不出頭罪（刑事訴訟法第151条），宣誓・証言拒絶罪（同法第161条）の法定刑の引上げ
  - 法定刑の引上げの必要性
  - 他の犯罪の法定刑との均衡
  - 引上げの程度
- (2) 証人の勾引要件
  - 要件を改める必要性
  - 召喚手続を経ない勾引の要件及び手続
- (3) その他
  - 偽証罪の在り方
  - 裁判所の命令により制裁を科す仕組み

## 【参考条文①（証人の不出頭，宣誓・証言拒絶関係）】

### ○ 刑事訴訟法

#### （出頭義務違反と刑罰）

第151条 証人として召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は、10万円以下の罰金又は拘留に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

#### （宣誓証言の拒絶と刑罰）

第161条 正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、10万円以下の罰金又は拘留に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

## 特別法における不出頭等に対する罰則の法定刑の例

罰 則	法定刑
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律94条 (公正取引委員会の事件調査への事件関係人等の不出頭, 陳述拒絶等)	1年以下の懲役又は300万円以下の罰金
議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律7条 (各議院の調査への証人の不出頭, 証言拒絶等)	1年以下の禁錮又は10万円以下の罰金(併科可)
市町村の合併の特例に関する法律61条1項 (選挙管理委員会への関係人の不出頭, 証言拒絶等)	6月以下の禁錮又は30万円以下の罰金
地方自治法100条3項 (地方公共団体の調査への選挙人等の不出頭, 証言拒絶等)	6月以下の禁錮又は10万円以下の罰金
民事執行法205条1号 (執行裁判所の審尋への不出頭, 陳述拒絶等)	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
国民健康保険法122条 (国民健康保険審査会への関係人等の不出頭, 陳述拒絶等)	30万円以下の罰金
児童福祉法62条の2 (障害児通所給付費等の審査のための審問への関係人等の不出頭, 陳述拒絶等)	30万円以下の罰金
武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律76条 (外国軍用品審判所の調査への参考人等の不出頭, 陳述拒絶等)	30万円以下の罰金
高齢者の医療の確保に関する法律169条1号 (後期高齢者医療審査会への関係者の不出頭, 陳述拒絶等)	30万円以下の罰金
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律94条の2 (公正取引委員会の一般的調査への事業者等の不出頭等)	20万円以下の罰金
出入国管理及び難民認定法75条 (特別審理官(入国審査官の一種)への証人の不出頭, 宣誓・証言拒絶等)	20万円以下の罰金
介護保険法210条 (保険審査会の審理への関係人等の不出頭, 陳述拒絶等)	20万円以下の罰金
麻薬及び向精神薬取締法73条2号 (精神保健指定医の診察への麻薬中毒者等の不出頭等)	20万円以下の罰金
民事訴訟法193条, 200条, 201条 (民事裁判への証人の不出頭, 宣誓・証言拒絶)	10万円以下の罰金又は拘留(併科可)

## 【参考条文②（勾引関係）】

### ○ 刑事訴訟法

（再度の召喚・勾引）

第152条 召喚に応じない証人に対しては、更にこれを召喚し、又はこれを勾引することができる。

（準用規定）

第153条 第62条（召喚状）、第63条（召喚状の方式）及び第65条（召喚の手續）の規定は、証人の召喚について、第62条（勾引状）、第64条（勾引状の方式）、第66条（勾引の囑託）、第67条（囑託による勾引の手續）、第70条（勾引状の執行）、第71条（管轄区域外における執行）及び第73条第1項（執行の手續）の規定は、証人の勾引についてこれを準用する。

（勾引）

第58条 裁判所は、次の場合には、被告人を勾引することができる。

- 一 被告人が定まつた住居を有しないとき。
- 二 被告人が、正当な理由がなく、召喚に応じないとき、又は応じないおそれがあるとき。

（令状）

第62条 被告人の召喚、勾引又は勾留は、召喚状、勾引状又は勾留状を發してこれをしてなければならない。

（勾引状・勾留状執行の手續）

第73条 勾引状を執行するには、これを被告人に示した上、できる限り速やかに且つ直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならない。第66条第4項の勾引状については、これを發した裁判官に引致しなければならない。

- 2 勾留状を執行するには、これを被告人に示した上、できる限り速やかに、かつ、直接、指定された刑事施設に引致しなければならない。
- 3 勾引状又は勾留状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、前二項の規定にかかわらず、被告人に対し、公訴事実の要旨及び令状が發せられている旨を告げて、その執行をすることができる。但し、令状は、できる限り速やかにこれを示さなければならない。